

〔松屋筆記 八十三〕坊主が憎けりや袈裟までにくい俗言に坊主がにくけりや袈裟までにくいといへり、これに似たる語あり、漁隱叢話前集十一の

卷、杜少陵六に、贈射洪李四丈云、丈人屋上鳥人好鳥亦好、六韜武王登夏臺以臨殷民、周公曰、愛人者愛其屋上鳥、憎人者憎其隄胥云々、此憎隄胥といへるは、近き説といふべし、

〔梅園叢書〕諺にも、陰陽師の門に蓬絶えずとて、餘り強く物を忌めば、草とる目とてもなくなり侍る、

〔古事記 應神〕於是大雀命與宇遲能和氣郎子二柱各讓天下之間、海人貢大贄、爾兄辭令貢於弟、弟辭令貢於兄、相讓之間、既經多日、如此相讓、非一二時故、海人既疲往還而泣也、故諺曰、海人乎因己物而泣也、○又見日本書紀

〔古事記傳 三十三〕尋常には己が無き物の欲くて得がたきこそ泣くならひなるに、此海人は己が有物を人に獻ることの得難きを愁泣くは、常のならひとは反ざまなる事なる故に、其意を以て、世中に己が物を人に與へんと欲ふに、與へ難き事ありて愁ふる者の譬にいへるなり、

〔日本書紀 應神〕三年十一月、處處海人訕唳之不從、命訕唳此云則遣阿曇連祖大濱宿禰平其訕唳、因爲海人之宰、故俗人諺曰、佐麼阿麼者、其是緣也、

〔古事記 垂仁〕爾其後豫知其情、悉剃其髮、以髮覆其頭、亦腐玉緒、三重纏手、且以酒腐御衣、如全衣服、如此設備而抱其御子、刺出城外、爾其力士等取其御子、卽握其御祖、爾握其御髮者、御髮自落、握其御手者、玉緒且絶、握其御衣者、御衣便破、是以取獲其御子、不得其御祖、故軍士等還來奏言、御髮自落、御衣易破、亦所纏御手之玉緒便絶、故不獲御祖、取得御子、爾天皇悔恨而惡作玉人等、皆奪其地、故諺曰、不得地玉作也、

〔骨董集 上編 上〕昔の威儀附紺屋の白袴